事例No.	233
公表年度	H28
団体の属性	指定都市
団体名	福岡県北九州市

事例区分	公営企業

タグ	・（公営企業）水道事業 ・公共施設の集約化等

事例種類	広域化等

事例内容・タイトル

「北部福岡地域への水道用水の供給」　（水道用水供給事業創設）

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

○ 事例名等

事例名	北部福岡地域への水道用水の供給
団体名	北九州市

《広域化等の類型及びその概要》

類型	施設の共同設置
概要	北部福岡地域の水道事業者が抱える水源水質の悪化などの課題に対して、北九州市が水道用水供給事業を創設したもの。

○団体・事業の概要

団体名	北九州市	古賀市	新宮町	宗像地区事務組合
行政区域内人口(人)	971,608	58,389	31,139	156,963
行政区域内面積(㎢)	491.95	42.07	18.93	172.67
事業区分	水道事業(用水供給)	水道事業(末端給水)	水道事業(末端給水)	水道事業(末端給水)
供用開始年月日	平成23年4月1日	昭和32年12月1日	昭和48年10月1日	平成22年4月1日
給水人口(人)	195,213	43,838	30,948	134,834
施設利用率(%)	57.3	58.3	62.5	67.0
有収率(%)	100.0	98.0	91.5	90.2
職員数(人)	7	14	6	8
営業費用(千円)	620,974	867,660	535,675	2,517,394
営業収益(千円)	390,172	940,668	577,791	2,552,780

※表中の計数はH28年3月末時点

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景
・平成17年3月に発生した「福岡県西方沖地震」を受けて、災害時におけるライフライン確保の一つとして、緊急時に北九州市と福岡都市圏で相互に水を融通する緊急連絡管整備の早期事業化に向けて検討を進めることとなった。
・緊急連絡管の全長が約47kmあるため、緊急時に直ちに飲用水として使用するには、維持用水として常時水道用水を流しておく必要があった。
・一方、沿線3市1町(宗像市、福津市、古賀市、新宮町)においては、水源水質の悪化などの課題を抱えており、水源転換等を検討していた。
・このため北九州市が、緊急連絡管の維持用水を活用して、水道用水供給事業を創設することとなった。

(2)検討を開始した契機・導入過程
・平成14年12月の福岡県知事、福岡・北九州両市長などによるトップ会談により、北九州市と福岡都市圏との間で広域利水を図る導水構想に関する具体的な課題について、協議会を設立し、検討を行うことを合意した。
・平成15年3月に、福岡県、北九州市及び福岡都市圏で「北部福岡広域水利用協議会」を設立し、水に不安のない北部福岡地域づくりのための検討を開始した。
・平成17年3月に発生した「福岡県西方沖地震」を受けて、同年6月に福岡県知事、福岡・北九州両市長によるトップ会談を開催し、大規模な都市直下型地震などを想定した危機管理体制を改めて検討する必要があるとして、災害時におけるライフライン確保のために、緊急時用連絡管整備の早期事業化に向けた検討を進めることを合意した。
・緊急連絡管(約47km)の機能維持には常時維持用水を流しておく必要があることから、平成18年10月に福岡県により「福岡地域広域的水道整備計画」が改定され、北九州市が維持用水を活用して水道用水供給事業を創設することとなった。
・平成18年10月に「北九州市水道用水供給事業」の事業認可を受けて、平成19年1月から施設整備に着手した。
・平成21年11月に「北九州市水道用水供給事業の供給に関する基本協定書」を締結し、平成23年4月より一部給水を開始した。

(3)経緯

北九州市水道用水供給事業(北部福岡地域)の経緯

平成14年12月　トップ会談(福岡県知事、福岡・北九州両市長ほか)広域利水を図る導水構想の検討について合意

平成17年 3月　福岡県西方沖地震の発生

平成17年 6月　トップ会談(福岡県知事、福岡・北九州両市長)緊急時用連絡管の早期整備について合意

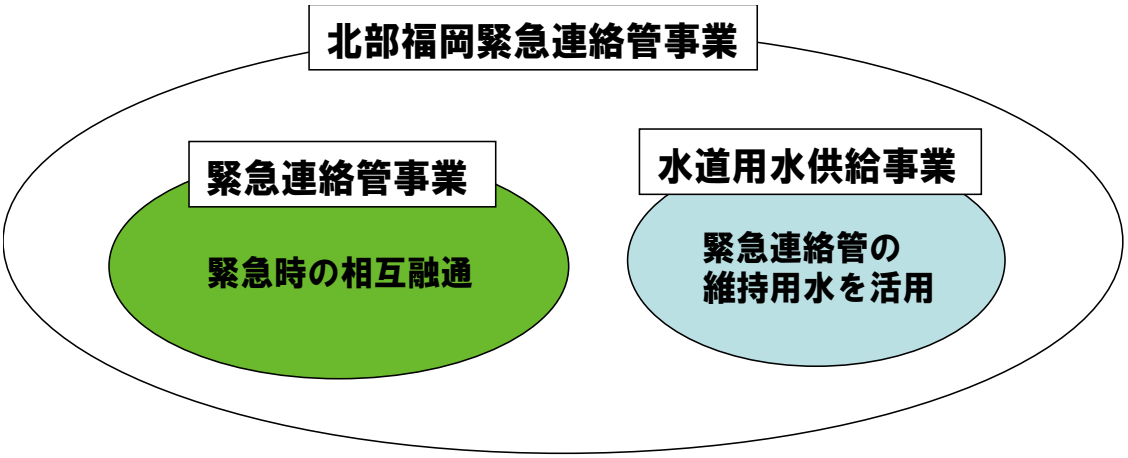
平成18年 9月　設置条例 議決 (北九州市水道用水供給事業)
平成18年10月　北部福岡緊急連絡管事業に関する基本協定締結
平成18年10月　福岡地域広域的水道整備計画の改定 ⇒ 緊急連絡管事業・水道用水供給事業の位置付け
平成18年10月　北九州市水道用水供給事業 事業認可
平成19年 1月　事業着手(施設整備)
平成21年11月　水道用水供給事業の供給に関する基本協定締結

平成23年 4月　供用開始(一部給水開始: 1.3万m^3/日)

平成28年 4月　全量給水開始(2.0万m^3/日)

2. 取組の具体的内容とねらい、効果

取組の具体的内容とねらい、効果



(1)受水団体のメリット

①更新費用の低減

受水団体の浄水施設等は老朽化しており、多額の費用をかけて更新する必要があるが、北九州市から水道用水の供給を受けることで、老朽化した施設の更新費用を大幅に低減することができた。

浄水場等更新費用の低減額:約100億円

②安全な水の安定給水の確保

水源水質の悪化や取水量の不安定など自己水源に課題を抱えている受水団体は、北九州市から水道用水の供給を受けることで、将来的な水の安定供給、水質管理など大きなメリットが得られる。

(2)北九州市のメリット

①工業用水道事業の経営改善

北九州市における今後の工業用水需要を試算した結果、計画水量より減少すると予測したため、計画給水能力の見直しを行った。この見直しにより、不用となった工業用水道施設の一部を水道用水供給事業が買い取ることで、売却益が発生し、工業用水道事業の経営改善に繋がった。

②施設稼働率の向上

末端給水事業と一部施設を共用することで、施設稼働率が向上した。

3. 広域化等に取り組む上での都道府県の関与や役割

・県が主導して協議会を開催し、関係市町と協議を重ね、その他福岡都市圏の市町、団体とも何度も説明、協議を行うなど、主体的な役割を果たしてきた。

4. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点
・北部福岡緊急連絡管を活用して沿線3市1町の水源転換分の水道用水を供給する事業であるため、送水施設の一部を緊急連絡管事業と共有することで、施設整備費を縮減することができ、料金を抑制することができた。
・水道事業者ごとに点在する水源を水道用水供給事業者の安定した水源に集約させることで、安定給水を確保することができ、経営の持続性を高めることに繋がることから、中核となる水道事業者(水道用水供給事業者)が、スケールメリットを活かした広域連携として、有効な手段であると考えられる。
・北九州市水道用水供給事業を福岡地域広域的水道整備計画に位置付ける必要があったため、関係地方公共団体との協議や福岡県議会の同意を得るために、都道府県の協力が欠かせない。

(2)今後の課題等
・北九州市水道用水供給事業は、使用水量に応じた従量料金制を採用しており、受水団体が事業計画どおりに受水しなければ、安定した経営を継続することができない。

〇問合せ先

担当課	北九州市上下水道局総務経営部経営企画課		
TEL	093-582-3135	MAIL	sui-keiei@city.kitakyushu.lg.jp